

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月26日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第6号

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市重度障がい者医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号（表）中

「

申請者 住所
氏名 印 を
」

「

申請者 住所
氏名 印 に、
電話番号
」

「

受給者氏名	
-------	--

 を
」

「

受給者氏名	(生年月日 年 月 日) (居住区 区)
-------	-------------------------

 に、
」

「

振込指定金融 機関	銀行・信組 金庫・農協	支店 出張所	口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	

 を
」

「

振込指定金融 機 関	銀行・信組 金庫・農協	支 店 出張所	種 別	普通 ・ 当座
			口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	

に

」

改める。

別記様式第6号（表）を次のように改める。

(表)

重度障がい者医療費助成申請書 (入院時生活療養費用)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 印

下記のとおり、医療費の助成を申請します。

受給者番号			
受給者氏名	(生年月日 年 月 日) (居住区 区)		
受診医療機関名		受診年月	年 月
振込指定金融機関	銀行・信組 金庫・農協	支店 出張所	種別 普通・当座
			口座番号
			フリガナ
			口座名義人

下記の該当するものを○で囲んでください。

特定医療費受給者 (経過措置対象者)	小児慢性特定疾病医療費受給者	左記のいずれでもない
--------------------	----------------	------------

- 注 1 署名をもつて記名押印に代えることができます。
2 この申請書は、受診した月ごとに1枚必要です。
3 この申請書は、医療機関ごとに1枚必要です。

新潟市確認欄 (助成額単価×食事回数)

助成決定額	円
-------	---

以下は医療機関等に記入してもらってください。

◆マル障 (一般)

(年 月診療分)

所得区分等	標準負担額	マル障助成額単価	食事回数 (回)	金額 (円)
適用区分C・低所得者II	210円/食	160円/食		
低所得者I②	130円/食	100円/食		
低所得者I①	100円/食	100円/食		
入院医療の必要性の高い者	210円・160円・100円/食			

◆特定医療費受給者 (経過措置対象者) 及び小児慢性特定疾病医療費受給者用

(年 月診療分)

所得区分等	標準負担額	マル障助成額単価	食事回数 (回)	金額 (円)
適用区分C・低所得者II	210円/食	80円/食		
低所得者I②	130円/食	50円/食		
低所得者I①	100円/食	50円/食		
入院医療の必要性の高い者	105円・80円・50円/食			

様 (受給者氏名)

上記の食事回数分の入院時生活療養費一部負担金を領収しました。

年 月 日

所在地
医療機関名 名称
氏名 印

※ 「入院医療の必要性の高い者」とは医療区分2又は3等の患者で入院時食事療養費標準負担額と同額の負担となる者です。該当する単価を○で囲んでください。

※ 所得区分等 (例: 低所得者II) 及び所得区分等に応じた食事回数等が明記されており、上記表の内容が確認できる領収書及び明細書を添付することで、医療機関等における記入を省略することができます。

別記様式第6号(裏)中

「

入院時生活療養費標準負担額(食材料費相当額)	
低所得者Ⅱ	160円/食
低所得者Ⅰ②	100円/食
低所得者Ⅰ①	100円/食
ただし、入院医療の必要性の高い者については、 次のとおりとなります。	
低所得者Ⅱ	210円/食
低所得者Ⅱ (90日以上)	160円/食
低所得者Ⅰ	100円/食

を

」

「

入院時生活療養費標準負担額(食材料費相当額)		
	一般	一般以外
低所得者Ⅱ	160円/食	80円/食
低所得者Ⅰ②	100円/食	50円/食
低所得者Ⅰ①	100円/食	50円/食
ただし、入院医療の必要性の高い者については、 次のとおりとなります。		
	一般	一般以外
低所得者Ⅱ	210円/食	105円/食
低所得者Ⅱ (90日以上)	160円/食	80円/食
低所得者Ⅰ	100円/食	50円/食

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第4号及び別記様式第6号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。